

大学保健体育の現状と動向について

小原 晃

目白大学客員教授

1. はじめに

大学体育は、今後どの様な腰の据え方をするのか、ここ数年は模索と試行を繰り返しながら定着していくものと思われます。そもそも、大学体育が揺れはじめたのは、1971年の中央教育審議会答申での「保健体育の単位を卒業の要件として画一的、形式的に課すだけでは、その本来の目的は達成されない」として大学教育における保健体育の在り方に検討を求めたことが発端になったと考えます。

1985年の臨時教育審議会第2次答申では、大学体育について「視野を授業としての体育のみに限定せず、課外のスポーツ活動、さらには、社会体育との密接な連携のもとに設計すべきである」として指針を示した。さらに、文部省は大学審議会の答申を受けて、1991年に大学設置基準が改正されました。この間、体育関連組織や体育学会等は大学体育の危機的状況のもとに、大学保健体育の重要性を

述べる意見書を提出するなどの活動が積極的になされたが、大学設置基準の改正に伴い、保健体育科目は必修科目として開講するための法的な後ろ盾を失うことになりました。

このような経緯のなかで、国公立・私立大学の各大学は、大きな転換を求められ、大綱化、簡素化に向けた取り組みがなされ、保健体育のカリキュラムは、多様な形式、方法へと改められてきましたが、現在でも、今後の体育カリキュラムはどう在るべきかについての課題が残されていると云えます。ここでは、現在、大学の体育はどのような状況にあるのか、「大学保健体育カリキュラム改革の現状と課題に関する調査研究」(小原、奈良)の資料を基に幾つかの問題についてまとめてみたいと思います。

2. 必修から選択科目への増加

2000年度の保健体育科目の卒業要件を

みると、国公立大学においては、必修として開講しているのが78%、選択のみ開講が20%、開講科目無しが2%となっています。私立大学においては、必修としての開講が58%、選択のみの開講されているのが40.1%、開講無しが1.9%となっています。

これを1997年度の調査（小林ら）と比較してみると、保健体育科目を必修として開講している大学は69.7%で、選択のみの開講は29.2%、保健体育科目を開講していない大学は1.5%となっています。つまり、1997年度と2000年度との調査比較では、3年間に保健体育科目を卒業要件として必修としない大学が増加しています。

さらに、これを国公立、私立大学、短期大学の学校種別でみても、1997年度との比較では、いずれも必修としない大学の割合の増加は学校種の違いに関係なく全体的な傾向にあります。

3. 「体育」の名称変更の動向

大綱化によって、保健体育科は、あらたなカリキュラムの検討がなされるなかで、目的・目標を明確にすることで、領域を具体的な内容で示し、現代の社会情勢や体育の学問領域が細分化されてきている状況を受けるかたちで、「体育」の

名称を付さない科目名が多くなってきています。

1,225大学を対象とした調査では、「体育」という語を含めていないものが、65.7%、講義科目の82.2%、統合型科目の65.7%、授業科目全体では70%が体育の語が含まれていませんでした。

科目名が変更になった要因は何であるのかについて、選択科目としてのみ開講している大学の保健体育担当者を対象に調査したところ、科目名の変更に関与した要因で、最も高かったのは「体育担当者からの提案」が44.2%、「教養教育担当者の申し合わせ」10.5%、次に「教育内容の充実」があげられてますが「学生の多様化への対応」も少子化の時代の影響もあって上位にあげられています。

このことから、保健体育科目の科目名の変更は、卒業要件の変更とは異なり、外的、学内組織の要請よりも「体育担当者からの提案」といった積極的な要因が強く働いていたと考えられます。

4. 選択制授業の状況

前述で必修から選択科目へ移行した大学が多い状況について触れましたが、この選択科目の授業に関わる状況についてみると、当初生じた問題点に関して、「学生の出席率が低下した」、「履修説明・

ガイダンスの負担が増えた」、「教員の負担が増えた」、「授業内容に偏りが生じた」、「執行できる予算が減った」、「受講者数が減少した」、「開設コマ数が減少した」などの設問に対しては、そう思わないとする回答がそれぞれ50%を超えており、選択制への移行はそれほどのマイナス影響は生じなかったことが明らかになっています。しかし「受講者数の減少」、「種目や担当者の違いによる受講者数の偏り」などについては20~30%が肯定しており今後の課題となっています。

選択に移行した当初の諸問題の対処と改善に関する設問についての回答をみると、「学生が意欲的に受講するようになった」と回答されたのが約50%で選択授業に対する教育内容・方法への研究・指導の取り組みの努力が窺えます。

しかし、選択へ移行した当初の期待感は、必ずしも満足される状況にはなっていないことが窺える結果になっています。例えば、「多様な種目のクラスが開講できたか」、「少人数クラス編成ができるようになったか」、「より専門的で高度な内容を指導できるようになったか」、「教員の負担が軽減したか」などについては、否定的な回答が多く、それぞれ40%~50%が現状の問題として抱えていることが分かります。

必修から選択への移行によって様々な問題を生起しながら、新たな大学体育の在り方を模索しているのが現状といえます。

しかし、大綱化のなかで保健体育科を必修として残す運動は、選択という形態の導入で大学体育の位置づけを一応保つことができたのです。しかし、必修であるべきとする原理的、教育的考え方が後退したのではなく、21世紀での生きた大学体育を新たな形態や視点のなかで構造化する方向として取り組まれているとみるのが適切な解釈だと考えます。

このことは、調査のなかで、「大学体育を必修に戻すことを検討しているか、いないか」の設問に、国公立大、私立大の全体で保健体育担当教員の約89%が必修に戻す検討はしていないと回答しています。このことは、現在、体育・スポーツ科学の学問領域が細分化され、専門領域として研究が進められている現状からして、こうした学問的領域を組み込むカリキュラム編成は、多様な科目設定ができるメリットがあつて、選択という形態・形式において教育内容の充実を図ることが可能となる利点があります。このことは大学体育カリキュラムの構造化への歩みであり動向とみることでできます。

5. 保健体育カリキュラム様式の動向

前述の多様な科目の開設内容については多岐にわたるので、ここでは省きますが、国公立・私立大を含めて、科目名のなかに「体育」の語を含まない科目名が全体の70%となっています。

次に、学校種別に実技・講義・演習などがどのように編成されているのかについて卒業要件との関係で多い順に主なものをあげてみます。

私立大学では、「実技選択+講義選択」が119大学と最も多く、次いで「実技必修+講義必修」が65大学、「実技必修+実技選択+講義選択」が38大学となっています。

国公立大学では、「実技必修+講義必修」が35大学と最も多く、次いで「実技必修+講義選択」が16大学、「実技選択+講義選択」が15大学と続いています。

短期大学の場合は、「実技必修+講義必修」が119大学と最も多く、次いで「実技選択+講義選択」が106大学、「演習必修」が69大学と続いています。大学・短大全体では、「実技選択+講義選択」が240大学と最も多く、次いで「実技必修+講義必修」が219大学、「演習必修」が100大学となっていて保健体育カリキュラムを卒業要件として必修科目のみで構成している大学は、全体の約1/3と少

なくなっています。

6. おわりに

以上、調査をもとに幾つかの項目で大学体育、特に保健体育科の状況をまとめてみましたが、国公立大学・私立大学を問わず大学の独自性と教育目的・方法を改善し、カリキュラム化する研究が進められているようです。

特に、選択制に関しては、全体的に学問体系を組込みながら多様な内容の科目を配置し、体育の目的に照らして学生の学習意欲を喚起することをねらった工夫が読み取れます。

これからの課題は、多様な授業形態が大学体育としての内容と教育方法に質的な充実と併せて学内外からの高い評価が得られる研究・教育の深まりが求められるもとと考えます。

(おばらあきら 元体育科学系教授
スポーツ教育学)